

(案)

学校施設の老朽化対策~~ビジョン~~について~~(仮称)~~

～学校施設における長寿命化改修の推進～

平成25年〇月

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

目次

はじめに

第1部 学校施設老朽化対策ビジョン（仮称）

はじめに	1
第1章 学校施設を取り巻く現状と課題	22
1. 学校施設の役割	22
（1）子どもたちの学習・生活の場	22
（2）地域コミュニティや防災の拠点	22
（3）公共施設の約4割を占める施設	22
2. 学校施設の現状	22
（1）学校を取り巻く状況	22
（2）耐震化の進捗	44
（3）様々な課題への対応	44
（4）老朽施設の増加現状	66
（5）地方公共団体の認識	99
（6）建築費の推移	1242
（7）国・地方の厳しい財政状況	1242
3. 老朽化対策の必要性	1343
（1）安全面	1343
（2）機能面	1343
（3）環境面	1414
（4）財政面	1414
第2章 老朽化対策の基本的考え方	1645
1. 目指すべき姿	1645
（1）安全・安心な施設環境の確保	1645
（2）教育環境の質的向上	1645
（3）地域コミュニティの拠点形成	1645
2. 施策の方向性	1746
（1）計画的整備	1746
（2）学校施設の長寿命化	1746
（3）重点化	2324
第3章 地方公共団体における再生整備の具体的進め方	2422
1. PDCAサイクルによる施設整備	2422
（1）現状の適確な把握	2422
（2）計画の検討・策定	2422
（3）改修等の実施	2523
（4）適切な維持管理の実施	2523
（5）継続的な評価の実施	2523
2. 組織体制の充実	2523
第4章 国による推進方策	2624
1. 計画的整備の推進	2724
2. 長寿命化の推進	2724
3. 重点化の推進	2724
第5章 今後の検討課題	2825

第2部 先進的な取組事例

はじめに

今、我々は新たな危機に瀕しようとしている。学校施設の老朽化という大きな波がやってくるという危機に。

これは、我が国にとって初めて直面する課題といっても過言ではない。第2次ベビーブーム世代の増加に伴い、昭和40年代後半から50年代にかけて1970年代頃を中心に日本全国で多くの学校施設が建設建築されたが、今、国・地方とも厳しい財政状況の中で、これらの施設の更新時期を迎えつつある。一方で、更なる少子高齢化という課題にも対応していかなければならない。いずれも待ったなしともいべき状況にあり、今、我が国はまず、これらの大きな課題に向き合わなければならぬことを認識すべきである。

そして、その対象となるのは、未来を担う子どもたちが日々学び、生活をする学校である。この老朽化という課題を放置したままで、いつか立ちゆかなくなる日を迎えることは決してあってはならない。老朽化は次から次へと大きな波が止めどなくやってくるものであり、決して、その場しのぎでは対応できるものではない。国と地方の借金が大きく膨ふくらむ中、老朽施設の将来の世代へのつけ回しは許されない。まさに今、我々の世代で解決する姿勢が求められる。そのためには、これまでの発想を大きく転換することも求められている。国・地方公共団体はもちろん、保護者や地域住民、さらには学校施設に関わる設計者や施工者も含めて、そのマインドを変えていかなければならない。

このたび、我々は、国そして地方公共団体における財政状況が厳しい中で、この老朽化対策という、避けては通れない課題にいかに向き合っていくかということについて、真正面から取り組むこととした。そして、これまでの1年間、まさに学校施設における最大の国家プロジェクトという強い認識の下で議論を重ねてきた。

平成24年8月に取りまとめた中間まとめでは、主として公立小中学校施設について、教育環境の質的向上や安全・安心の確保、財政的な視点を中心に国と地方公共団体が行うべき方策を示した。そして、このたび、これらについて再度検討を加え、第1部において、今後の学校施設の老朽化対策の方向性を示したるとともに、新たに先進的な取組を行っている事例を収集し、「学校施設老朽化対策ビジョン」として取りまとめるとともに、第2部として先進的な取組事例を掲載した。その具体的な内容は本文にゆずるが、ここにあって一言を付したい。

学校施設は、それ自体が教育において欠かすことのできない一つの重要な要素である。だからこそ、本報告この提言の中で触れた長寿命化を進めることにより、将来を担う子どもたちに、今あるものを大切に使い続けていくというメッセージを伝えたい。そして未来に向けてサステナブルな社会をつくっていく契機ともしたい。

本報告が、今後、国や各地方公共団体等において老朽化対策の検討を進めていくに当あたって、一石を投じるものとなることを願ってやまない。

平成25年〇月〇〇日

第1部 学校施設老朽化対策ビジョン

第1章 学校施設を取り巻く現状と課題

1. 学校施設の役割

(1) 子どもたちの学習・生活の場

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件である。

このため、充実した教育活動を存分に展開できる、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心なものでなければならない。

(2) 地域コミュニティや防災の拠点

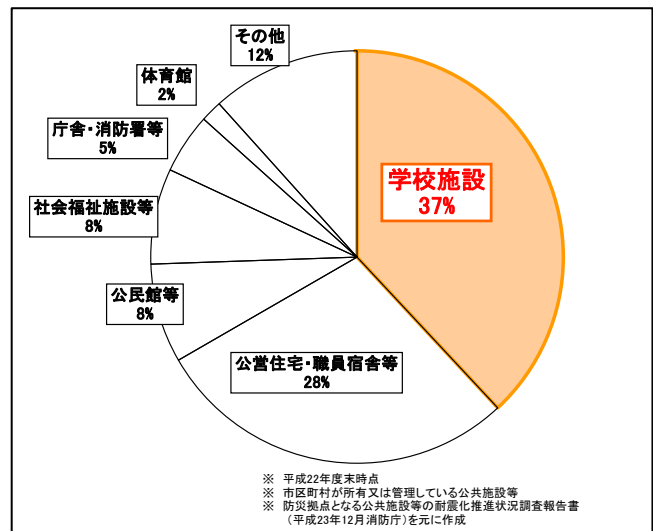
学校施設は、子どもたちの教育施設であると同時に、地域住民にとって最も身近な施設であり、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として、また地震等の非常災害時には応急避難場所として利用される地域の防災拠点としても重要な役割を担っている。

このため、必要に応じ他の文教施設や高齢者福祉施設との連携の推進やを進めたり、防災拠点としての機能の強化を図るを高めるとともに、児童生徒や教職員だけでなく、保護者や地域住民等の多様な人々が利用しやすいように配慮しなければならない。

(3) 公共施設の約4割を占める施設

学校施設は、市区町村が所有管理している公共施設の約4割と大きな割合を占めている（図表1）。

このため、学校施設における取組を進めることにより、公民館や社会福祉施設、社会体育施設など他の公共施設への波及効果も期待される。



図表 1：公共施設における学校施設の割合

2. 学校施設の現状

(1) 学校を取り巻く状況

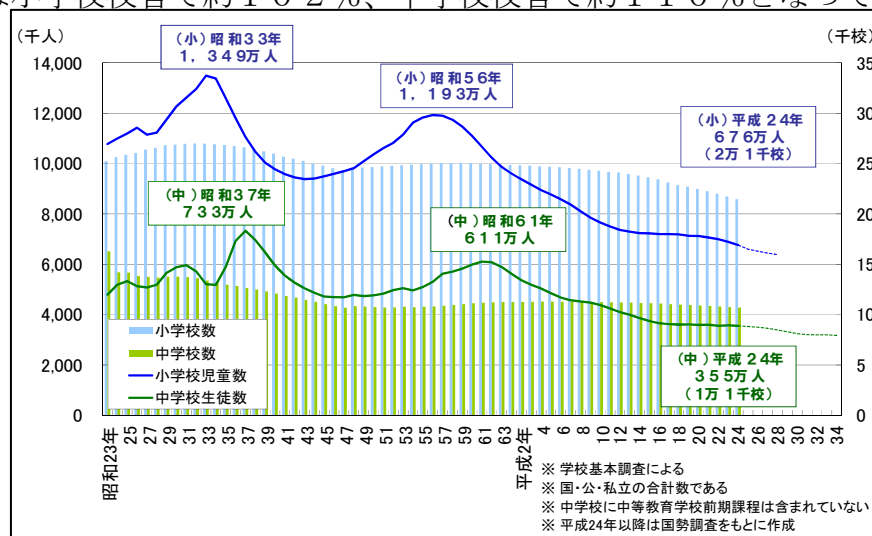
小中学校の児童生徒数は、戦後、小学校については昭和33年に約1,349万人、中学校は昭和37年に約733万人とピークを迎え、その後、第2次ベビーブーム1世代が在籍した昭和50～60年代頃を境に減少してきた。

1 ベビーブームとは、赤ちゃんの出生が一時的に急増することをいう。日本では、第二次世界大戦後、2回のベビーブームがあった。第1次ベビーブームは昭和22(1947)～(昭和22)年から昭和24(1949)～(昭和24)年、第2次ベビーブームは昭和46(1971)～(昭和46)年から昭和49(1974)～(昭和49)年である。(平成23年版 子ども・子育て白書)

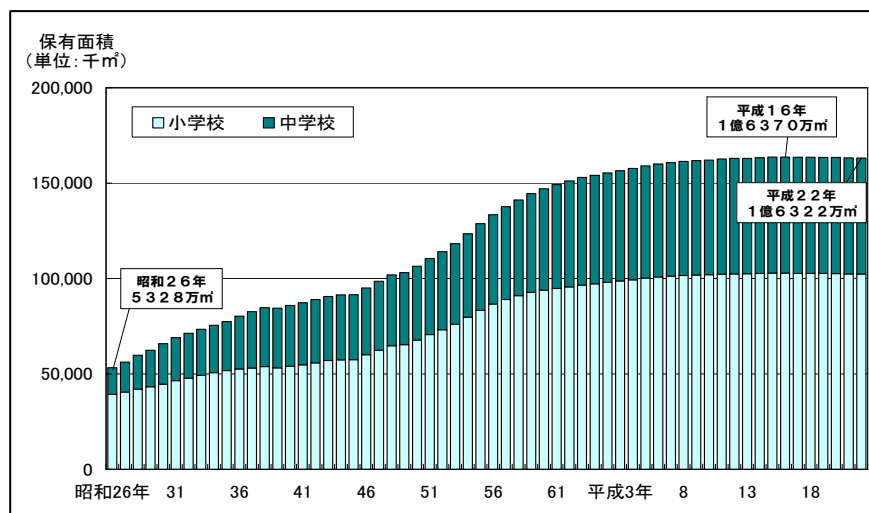
平成~~24~~~~23~~年には、小学校は約~~676~~~~689~~万人、中学校は~~355~~~~357~~万人とピーク時の約半分になっており、今後さらに更に減少すると見られている²、³。(図表2)

また、学校数については、昭和30年頃には小中学校あわせて約4万1千校あり、その後、昭和40年代から平成初め頃にかけて、約3万6千校と横ばい傾向にあったが、その後、廃校となる学校も増加し、この20年間では、36,030校(平成4年)から32,159校(平成24年)となっており、学校数が約1割減少している(図表2)。

一方、学校施設の面積は、戦後、児童生徒~~数~~の増加や、学校施設の高機能化・多機能化に伴い増加してきたが、近年は横ばいからやや減少傾向にある。平成22年時点の公立小中学校施設の保有面積は、約1億6322万㎡となっており(図表3)、必要面積⁴に対する割合は小学校校舎で約102%、中学校校舎で約110%となっている。



図表 2：小中学校数・児童生徒数の推移



図表 3：公立小中学校施設保有面積の推移

² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)によると、年少人口(0-14歳人口)は、平成22(2010)年の1,684万人から平成72(2060)年の791万人へと893万人(当初人口の53.0%)の減少(出生中位(死亡中位)推計)が見込まれるとされている。

³ 一部地域の学校や特別支援学校においては児童生徒数が増加傾向にあることにも留意が必要である。

⁴ 必要面積は、学習指導要領に即した学校教育の実施を確保する上で、必要となる標準的な面積を学校種別、建物種別ごとに定めたもの。各学校設置者において、弾力的に多様な学校施設を整備することができるよう、教室等の個々の室の面積を定めたものではなく、学校規模に応じた総面積を定めている。

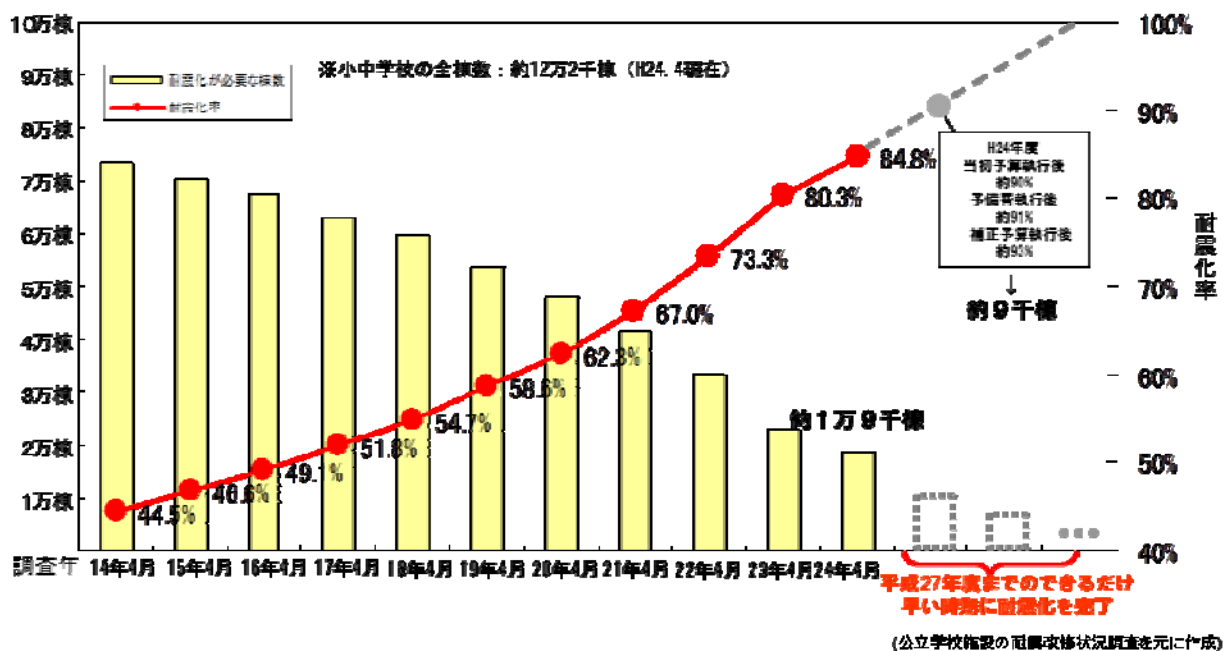
また、必要面積は教育内容・方法等の多様化等に伴う学習指導要領の改正等を踏まえ、所要の改善を図っている。

(2) 耐震化の進捗

平成23年3月に発生した東日本大震災では、学校施設が子どもの命を守っただけでなく、多くの施設が避難所としても機能した。学校は地域コミュニティの中心であり、防災拠点の役割も果たすため、耐震化の推進は極めて重要な課題である。

公立小中学校施設の耐震化率は、平成24年4月現在で84.8%となっており、平成24年度予算（予備費及び補正予算を含む。）により、約93%まで進捗する一方で、見込み（P）である（図表4）。しかしながら、耐震性がない建物施設は依然として約9千棟残る見込みである（図表4）っている（P）。「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」（昭和33年法律第81号）第11条に基づく、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」（平成18年文部科学省告示第61号）においては、平成27年度までのできるだけ早い時期に耐震化を完了させることとしている。今後も引き続き、最優先で取り組むことが必要である。

一方、耐震化率100%を達成した地方公共団体数は約4割となっており、25年度以降も増加する見込みである。これらの地方公共団体では、非構造部材の耐震化対策や老朽化対策など新たな課題に対応することが必要となっている。



図表 4：耐震化の進捗状況（公立小中学校）

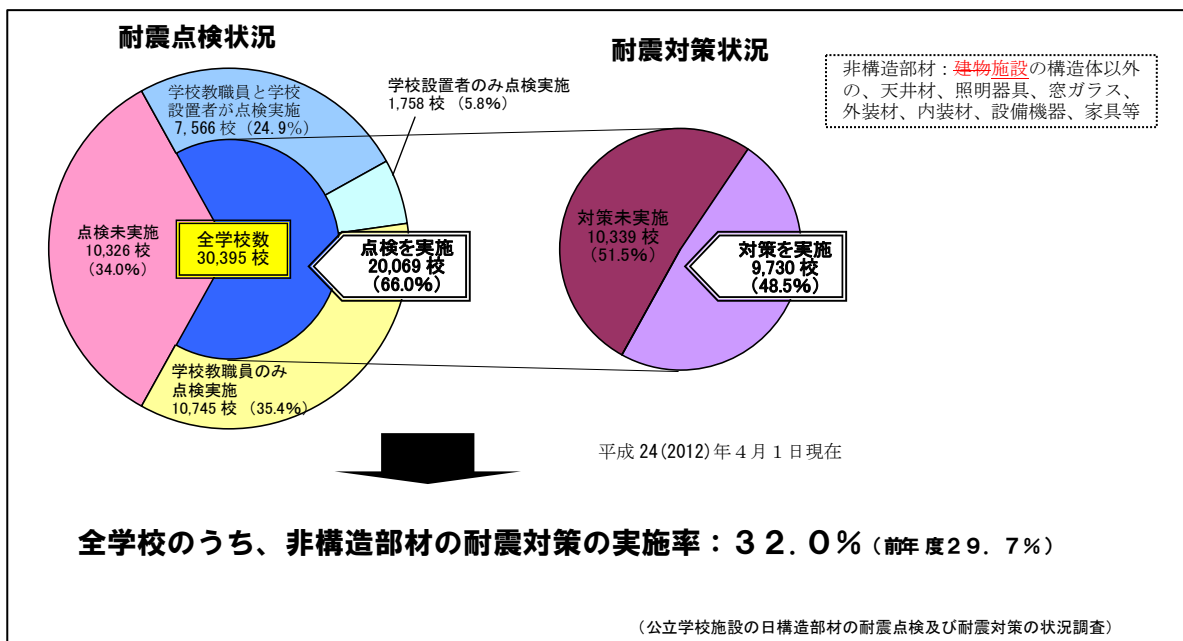
(3) 様々な課題への対応

東日本大震災においては、多くの学校施設で天井材、照明器具及び外装材の落下など非構造部材の被害が発生した。一部では非構造部材の落下により負傷する人的被害が生じたほか、学校施設が応急避難場所として使用できないといった事態も発生しており、非構造部材の耐震化の重要性が再認識されたところである。平成24年5月1日現在、公立小中学校施設における非構造部材の耐震化対策実施率は32.0%に留まっており、今後、速やかに対策を講じる必要がある（図表5）。

また、避難所として指定されている公立小中学校は約9割であるが、避難所として指定される一方で、防災機能が十分ではないという実態が見られる。の指定と防災機能の

~~実態が必ずしも整合していない。~~ 国立教育政策研究所が行った調査では、平成24年5月1日現在で、体育館のトイレは79.8%、屋外から利用できるトイレは67.5%の整備率であり、防災倉庫・備蓄倉庫は38.4%、貯水槽・プールの浄水装置等の水を確保する設備は33.5%、自家発電設備は27.5%、非常用の通信装置は40.0%に留まっている状況にある（図表6）。地域の実情も踏まえつつ、必要となる防災機能の強化を図ることが重要である。

さらに、地球温暖化等の環境問題に対応するため、環境を考慮した学校施設であるエコスクール化を推進することや、教育内容・方法等の変化、教育の情報化、バリアフリー化等の様々な社会的要請を踏まえ、これに適切に対応するために教育環境の質的な向上を図ることが求められる。~~これらに加え、さらには、~~児童生徒の学校教育活動の充実や、地域と学校の連携の強化に資するよう、公民館等の他の社会教育施設や福祉施設との複合化による整備を推進することも重要な課題である。



図表5：非構造部材の耐震点検・対策の状況（公立小中学校）

項目	市区町村立学校			都道府県立学校						計		
	避難所指定 学校数(校)	設置数 (校)	割合 (%)	高等学校等			特別支援学校			避難所指定 学校数(校)	設置数 (校)	割合 (%)
				避難所指定 学校数(校)	設置数 (校)	割合 (%)	避難所指定 学校数(校)	設置数 (校)	割合 (%)			
防災倉庫/備蓄倉庫 (学校敷地内)	29,580	11,731	39.7	2,478	599	24.2	275	84	30.5	32,333	12,414	38.4 (35.2)
防災倉庫/備蓄倉庫 (学校外設置を含む)		14,392	48.7		639	25.8		86	31.3		15,117	46.8 -
屋外利用トイレ		19,793	66.9		1,887	76.2		150	54.5		21,830	67.5 (65.7)
体育館のトイレ		23,941	80.9		1,676	67.6		193	70.2		25,810	79.8 (78.0)
体育館の多目的トイレ		5,660	19.1		433	17.5		101	36.7		6,194	19.2 -
校舎の多目的トイレ		12,193	41.2		1,291	52.1		203	73.8		13,687	42.3 -
通信装置		12,327	41.7		532	21.5		71	25.8		12,930	40.0 (30.2)
自家発電設備等※		7,830	26.5		863	34.8		206	74.9		8,899	27.5 (18.0)
貯水槽、プールの 浄水装置、井戸		9,888	33.4		852	34.4		98	35.6		10,838	33.5 (29.7)
要援護者のスペース		10,216	34.5		1,163	46.9		140	50.9		11,519	35.6 -
女性のプライバシー に配慮したスペース		9,836	33.3		1,041	42.0		123	44.7		11,000	34.0 -
体育館のスロープ		12,753	43.1		911	36.8		170	61.8		13,834	42.8 -
校舎のスロープ		14,489	49.0		1,412	57.0		201	73.1		16,102	49.8 -

国立教育政策研究所調べ（平成24年5月1日現在）

図表6：避難所に指定されている学校施設の防災関係施設・設備の整備状況

(4) 老朽施設の現状増加

① 老朽施設の増大

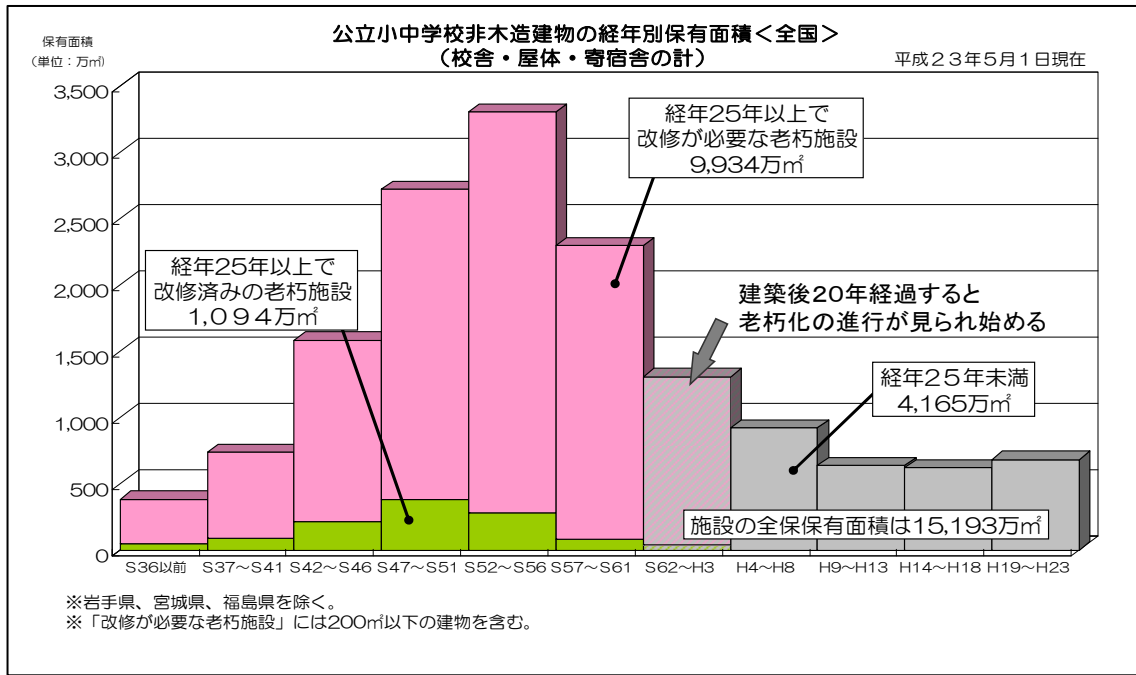
公立小中学校施設は、昭和40年代後半から50年代にかけての児童生徒数の急増期に一斉に整備されているものが多く、非木造施設約1億5千万㎡のうち、建築後25年以上の建物施設は1億1千万㎡となっており、全体の約7割を占めている。このうち、改修が必要な老朽施設⁵は、約1億㎡となっており、築25年以上の施設の約9割を占め、改修済みの施設は約1千万㎡に留まっている（図表7⁶）。

このように、学校施設の耐震化が進んできた中で、老朽化対策が十分には進んでおらず、今後、改修・改築（建て替え）・改修の需要が高まることが想定される。実際に、これまでの老朽施設数の推移を見ても、老朽化が深刻な建築後30年以上の公立小中学校施設は年々増加してきており、平成12年度には、全体のうち約19.8%であったのに対し、平成22年度には、約53.5%となっている。これらの施設は今後さらに更に増加する見込みであり、平成27年度には約66.5%になることが推計される。

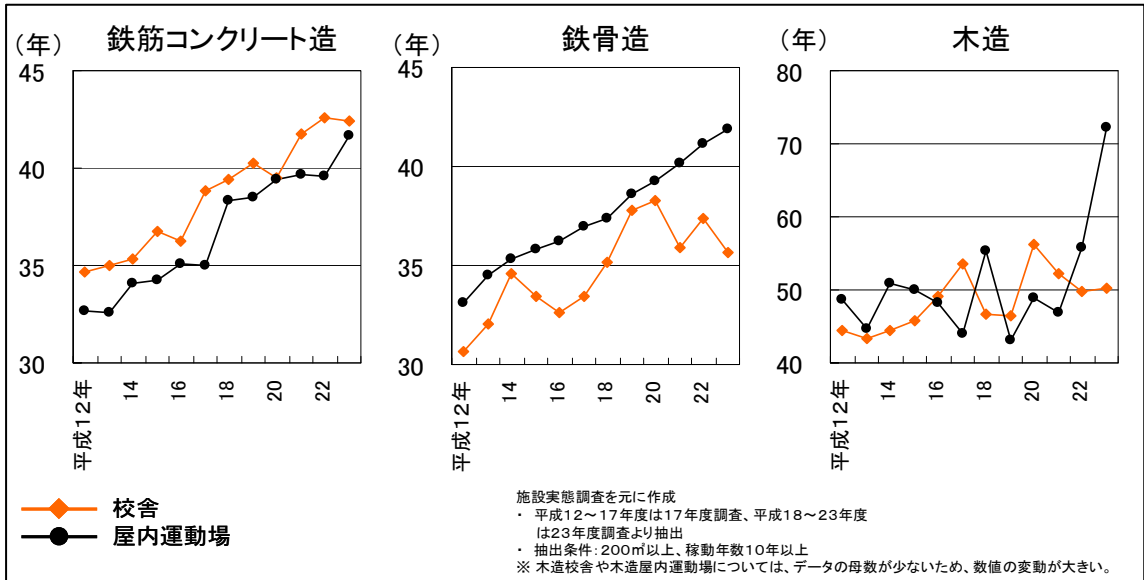
平成23年度における学校施設の改築までの平均年数は、鉄筋コンクリート造の場合、概ね42年となっていることから（図表8）、現在は、昭和44年前後に建築された施設の改築が行われていることが分かる。昭和52年から56年にかけては3千万㎡超にも及ぶ学校施設が整備されていることから、これらの老朽化対策は喫緊の課題であり、多額の費用を要するものと見込まれる。

⁵ 「未改修」又は「一部改修済」の建物施設。「未改修」とは、内部、外部、設備について、ほとんど改修を実施していないもの、又は、過去に改修を実施しているが、老朽化して現時点では全面的な改修が必要なもの。「一部改修済」とは、内部、外部、設備について一部のみ改修したもので、地方公共団体において今後も改修の必要があるもの、又は、過去に改修を実施しているが、老朽化して、現時点では一部改修が必要なもの。

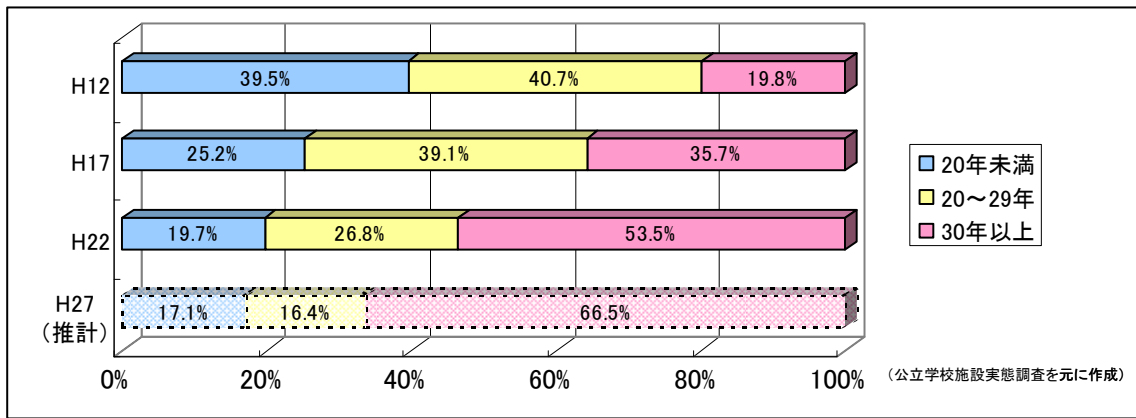
⁶ 築年別保有面積については○頁参照



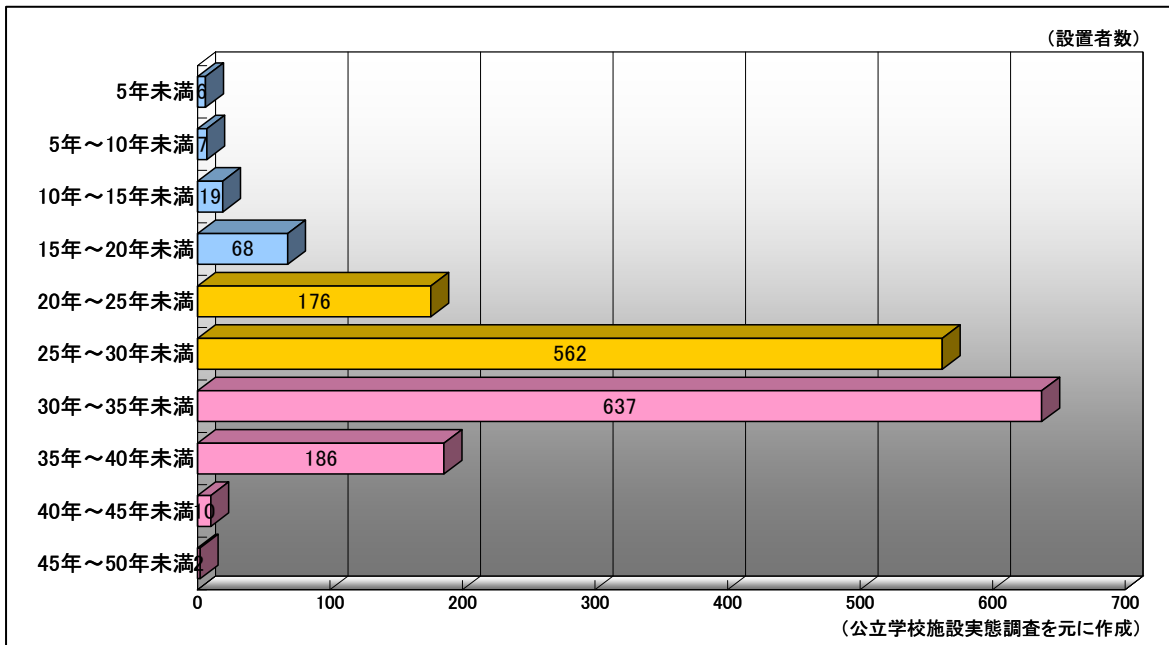
図表 7：経年別保有面積（非木造の校舎・体育館・寄宿舎）



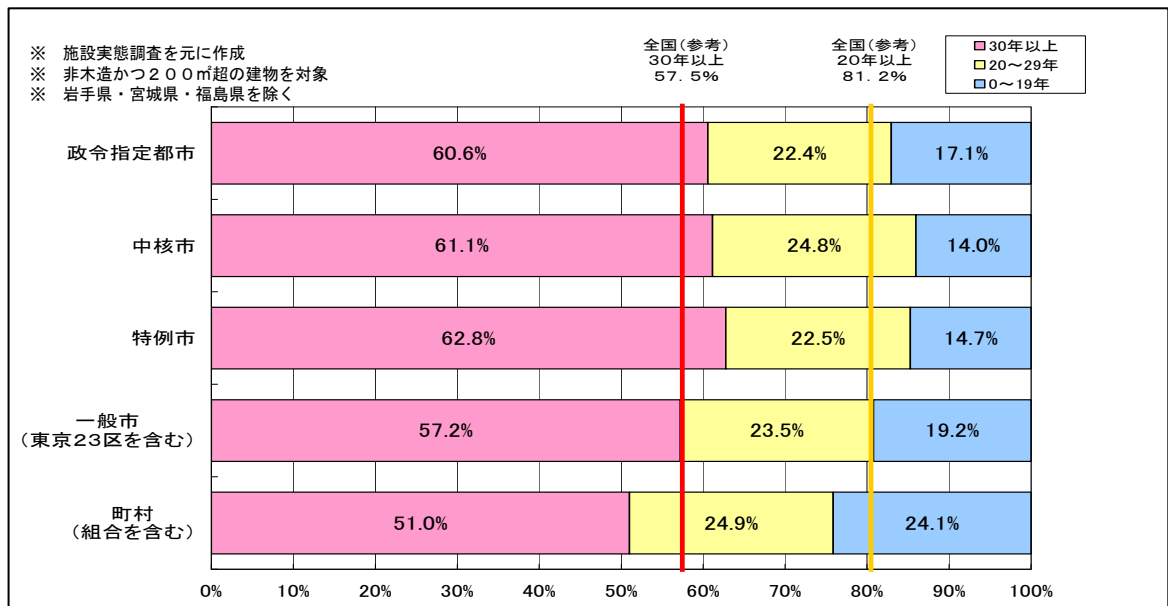
図表 817：改築（建て替え）までの平均年数（公立小中学校）



図表 98：経年別保有面積割合の推移（公立小中学校）



図表 109：設置者の平均築年数別分布



図表 11-10：経年別保有面積（市町村分類別）

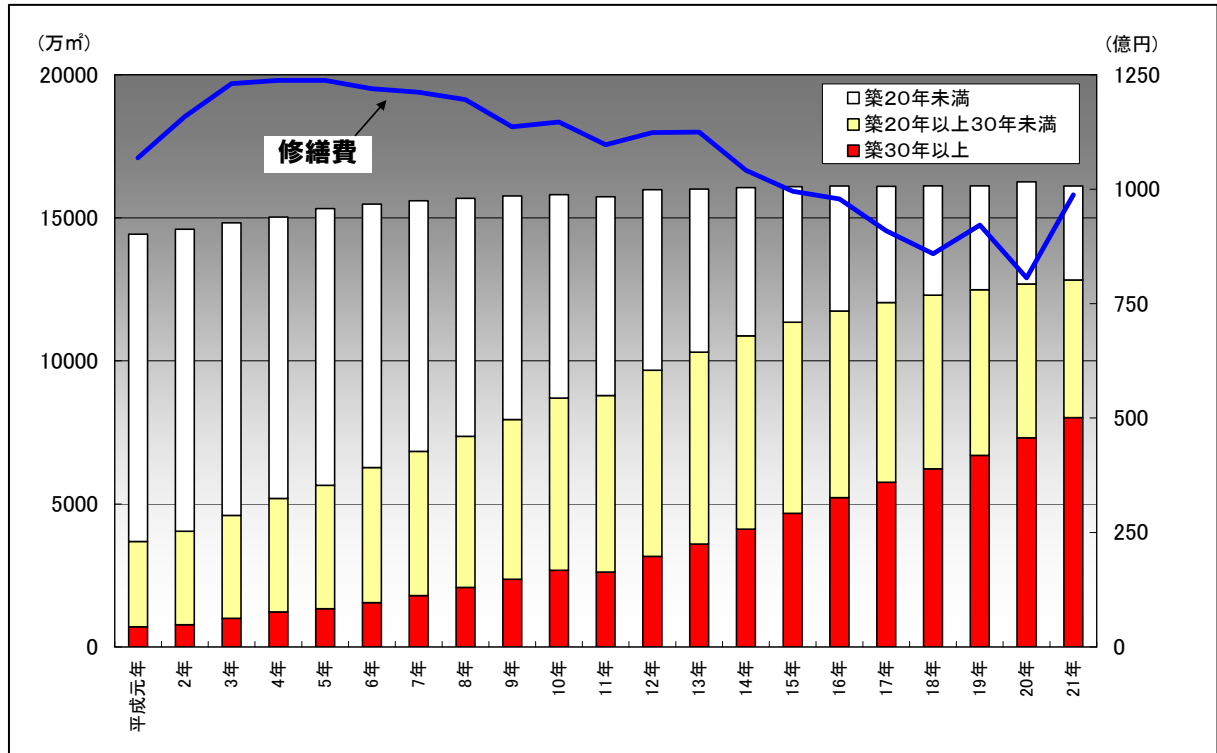
② 設置者ごとの状況

一方、設置者別では、約半数の設置者において、保有している公立小中学校施設の平均築年数が30年を上回っており、平均築年数が25年の設置者を含めると8割を超える(図表109)。このように、多くの設置者において老朽化した学校施設を保有している割合が高いことが分かる。

また、都道府県別では、東京や大阪、愛知などの大都市圏は築30年以上の施設の保有割合が高い傾向にあるが、地方公共団体の規模別にみると、町村では建築後30年以上の施設は約51%、一般市は約57%、政令市は約61%となっており、町村から政令指定都市までそれほど大きな傾向の違いは見られず(図表11-10)、学校施設における老朽化対策の推進は全国的な課題と言える。

③ 維持管理の状況

他方で、老朽化した施設が増加する中で、近年、地方公共団体が施設の維持管理にかけた費用は減少傾向にあり、十分な対策が取られているとは言えない状況にあるものと考えられる。具体的には、築30年以上の老朽施設は、この20年間で約10倍に増加しており、それに見合った維持管理がなされなければならないものと考えられるが、各地方公共団体において、適切に措置してきたものとは必ずしも言えずないことから、修繕費はこの20年間で当時に比べて減少している（図表 1.2-1-1）。今後は、これらの維持管理経費が大幅に増加することが見込まれる。



図表 1.2-1-1: 経年別保有面積と修繕費の推移（公立小中学校）

(5) 地方公共団体の認識

今回の検討に当たっては、公立小中学校施設の老朽化の現状や地方公共団体における取組状況について把握するため、文部科学省において、平成24年5月から6月にかけて、各市区町村教育委員会施設主管課長を対象として、「公立学校施設の老朽化対策の検討に係るアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を行った。

調査では、東日本大震災等の影響により回答の提出が困難な地方公共団体や、経年25年以上の公立小中学校施設を保有していない地方公共団体を除いた調査対象市区町村1,666のうち、1,663市区町村から回答を得た（回答率99.8%）。

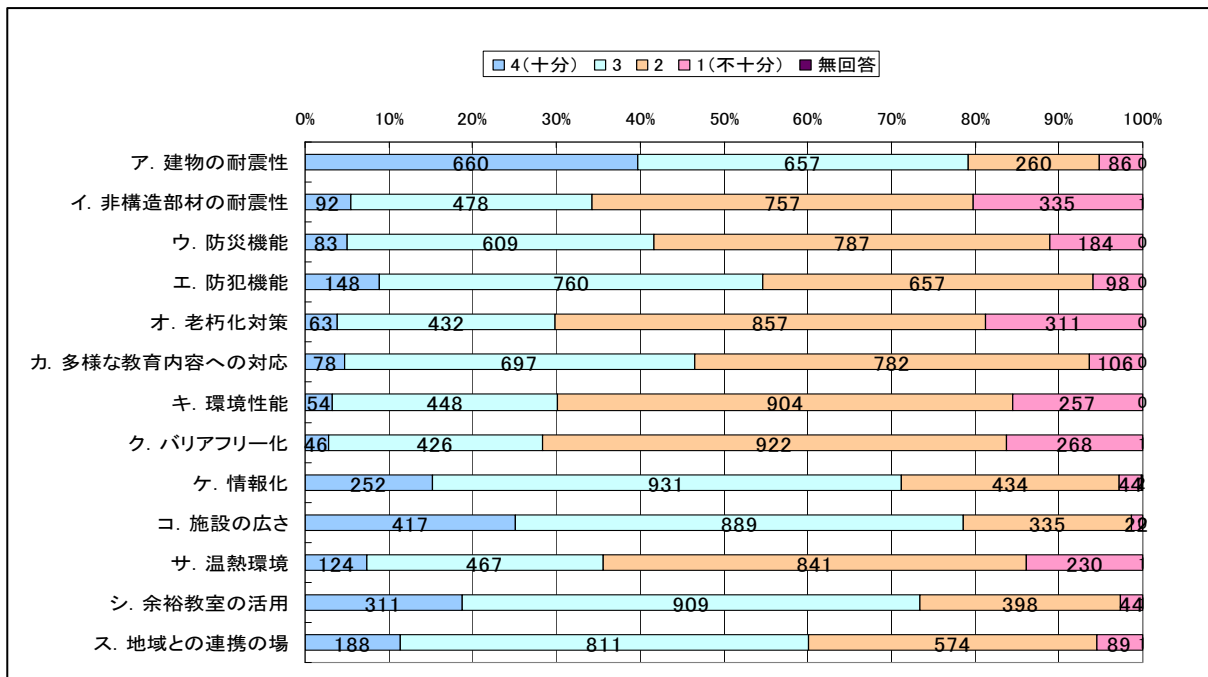
この調査結果では、まず、現在保有する学校施設に対する意見として、建物施設の耐震性や施設の広さ、情報化、余裕教室の活用等について十分であるとの意見が多くを占

7 施設等の効用を維持するために修繕に要した経費（労賃・原材料費・請負費等）。例えば、床のき損部分の取替え、ペンキ塗り替え、屋根・窓ガラスの修繕など。（地方教育費調査）

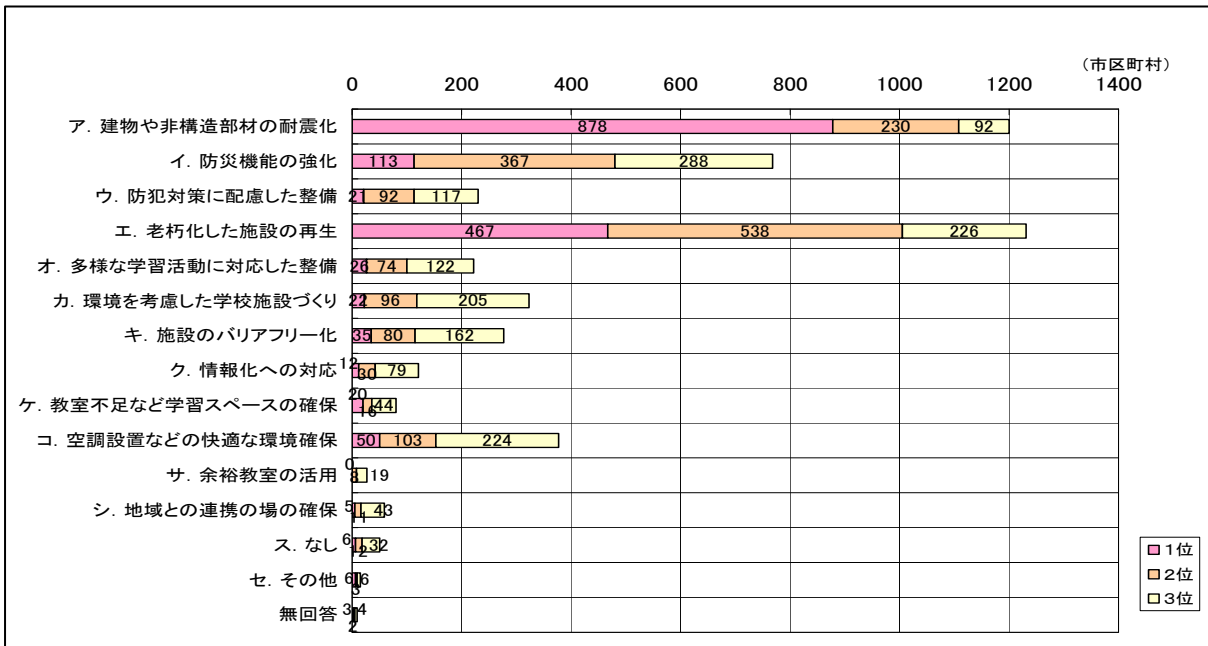
めた。~~このうち~~また、建物施設の耐震性については、既に多くの市区町村において取り組まれているところであり、全体の約8割が肯定的な意見を示している。一方、老朽化対策や非構造部材の耐震性、環境性能、バリアフリー化、温熱環境、防災機能等については、不十分との意見が多く挙げられた（図表 1.3-1-2）。このうち、~~老朽化対策~~については、約7割の市区町村が不十分又はやや不十分と回答している。

またさらに、今後、特に重要と考える学校施設整備の課題として、各市区町村において1位から3位までを選んだものとしては、「老朽化した施設の再生」が最も多く、1,231市区町村（約74%）が挙げたところである。次いで、「建物や非構造部材の耐震化」が1,200市区町村（約72.1%）、「防災機能の強化」が768市区町村（約46.2%）となっている（図表 1.4-1-3）。

このように、先に掲げた様々なデータでも明らかになっている老朽化対策や非構造部材の耐震化対策等の課題については、各市区町村としても、~~重要な~~重要な課題と認識していることが本アンケート調査によって改めて裏付けられたところである。



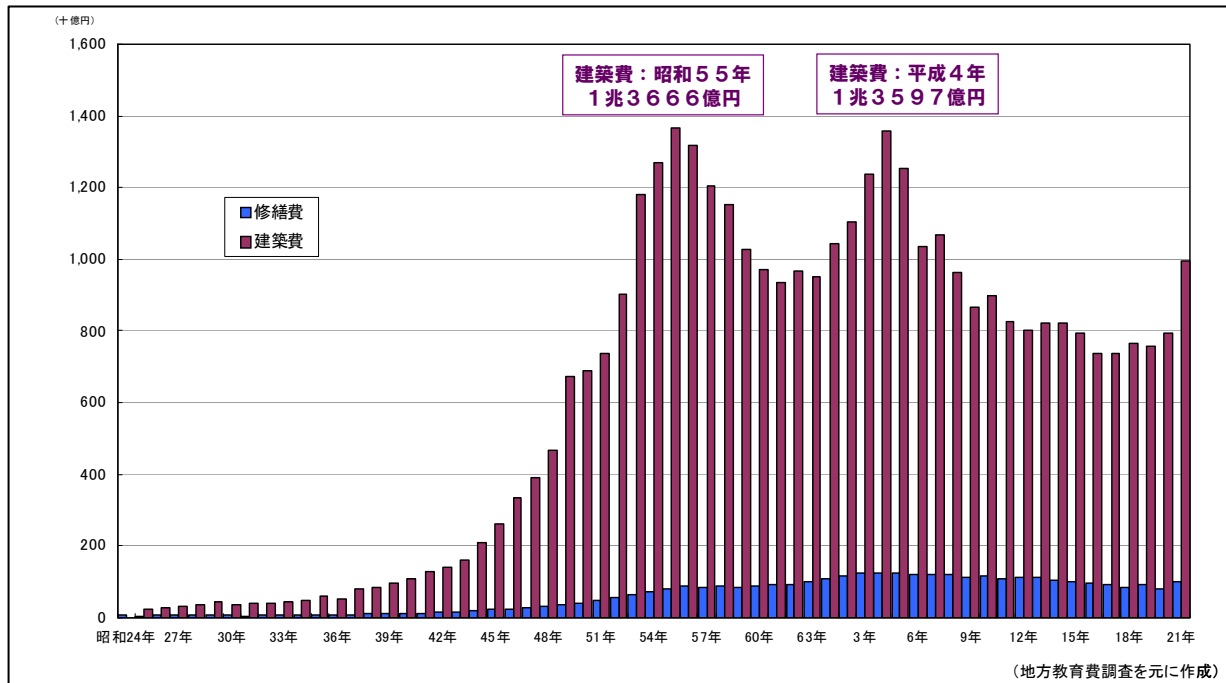
図表 1312: 現在保有する学校施設に対する意見（アンケート調査）



図表 1413: 今後、特に重要と考える学校施設整備の課題（アンケート調査）

(6) 建築費の推移

今から20～30年前のピーク時に1兆2千億円を超えていた建築費⁸は、近年では、約8千億円程度で推移している(図表15-14)。今後、これらのピーク時に**建設建築**された学校施設が更新時期を迎える中で、**さらに更に**増加することが見込まれる老朽化した学校施設を**効果的かつ効率的かつ効果的**に整備していくことが必要となっている。



図表 15-14 : 公立小中学校の建築費・修繕費の推移

(7) 国・地方の厳しい財政状況

我が国の財政は、歳出が税収等を大きく上回る状態が恒常的に継続しており、国及び地方の長期債務残高⁹は、平成元年度末には約250兆円、対GDP比で約60%であったものが、年々増加してきており、平成24年度末見込みでは約940兆円、対GDP比では約196%にも達する。今後も、国・地方とも、厳しい財政状況が予想される中で、老朽化した学校施設の対策を行っていくに**当**あたっては、効率性を十分考慮していく必要がある。

⁸ 施設の新増改築等形状ないし構造そのものを改良した経費。校舎・体育館等の新築・増築・改築・移築・模様替え(用途変更)等のために要した経費(労賃・原材料費・請負費等)。

⁹ 長期債務残高は、利払いや償還(元本返済)が主として税財源により**賄まかな**われる長期債務を国・地方の双方について集計したもの。資金繰りのための短期の債務や、貸付先からの回収金により利払い・償還を行う財投債は含まれない。(財務省HP「日本の財政を考える」より)

3. 老朽化対策の必要性

(1) 安全面

建物部材の経年劣化により、外壁・窓などの落下や、鉄筋の腐食・コンクリートの劣化による構造体としての強度の低下等、安全性に問題が生じてくる。また、ガスや水道、電気など設備配管等の劣化により機能面だけでなく、安全性も脅かされることもある。

これらの問題は構造体の耐震性を確保しただけでは防ぐことはできないことから、別途対策が必要となる。

アンケート調査では、建築物が経年によって損傷を受け、モルタル、タイル、窓などが脱落するなどの事例が平成23年度だけでも約1万4千件にも上ることが判明した(図表 16-4-5)。公立小中学校では、年間で2校当あたり1件程度、安全面での不具合が生じていることとなる。

児童生徒等の安全確保はもちろんのこと、公立小中学校の約9割が地域の応急避難場所となっており、地域の防災機能強化の観点からも、早急な対策が必要である。

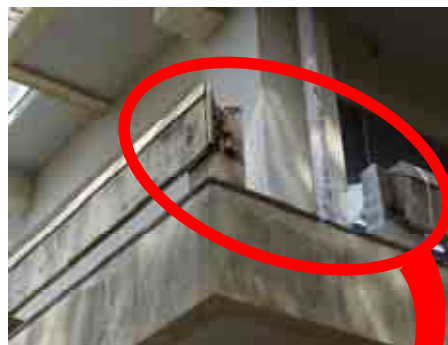
(2) 機能面

近年、構造体の耐震化が多くの学校施設で図られてきた一方で、機能面では十分に改善がなされていないものも多く、施設の経年劣化により、雨漏りや設備機器・配管の破損など多くの課題が生じている。

アンケート調査では、劣化が進行し雨漏りが生じることなどにより、たりして学校での活動に支障を来した事例やきたしたり、施設設備、備品等の財産を損傷するおそれがあった事例は、平成23年度には約3万件であった(図表 16-4-5)。公立小中学校では、年間で1校当たりに1件程度、機能面での不具合が生じていることとなる。

また、時代の進展に伴い、教育内容や方法が多様化している一方で、少人数指導やICT教育など現在の教育内容・方法に適応していない施設もある。

さらに、老朽化したトイレなどは衛生面だけでなく、障害のある児童生徒への対応という面でも対策が必要である。また、学校施設は、地域の拠点として高齢者等が使用することも想定されることから、エレベータやスロープの設置などのバリアフリー化への対応も必



老朽化による手すりの落下



劣化による配管の破損

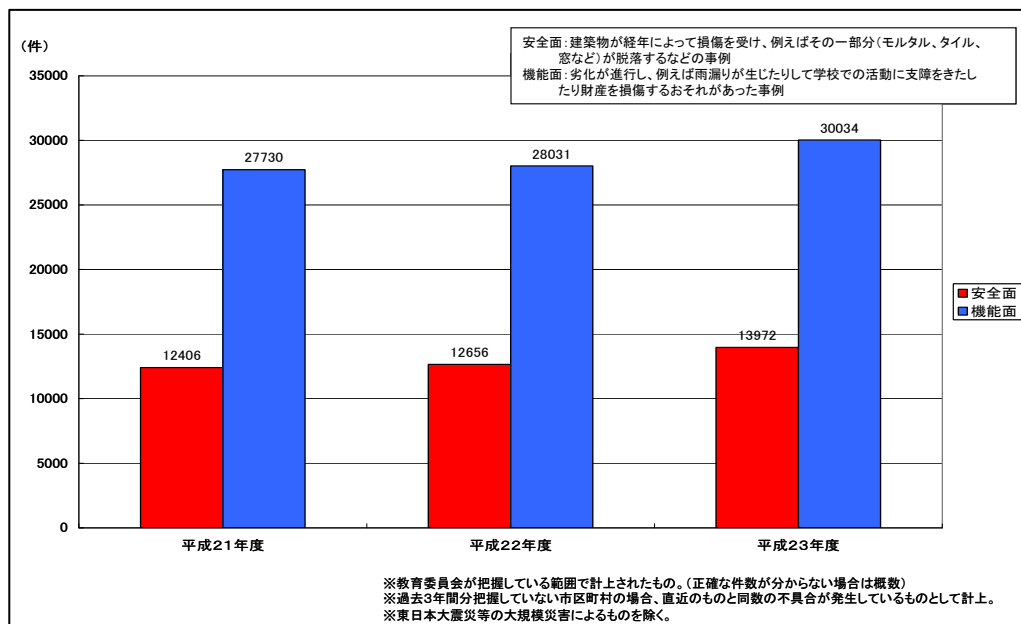


屋上防水の劣化により頻発する雨漏り



トイレの老朽化による臭気

要となっている。



図表 1615: 主に老朽化が原因で発生した不具合 (アンケート調査)

(3) 環境面

従来の**建物施設**は、壁や窓等の断熱化が図られていないものが多く、良好な温熱環境を確保することが困難であり、また、エネルギー消費の面で無駄が生じやすい。学校で消費するエネルギーの大部分を占める照明についても、省エネ化が十分に図られているとは言えない状況にある。平成20年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」([昭和54年法律第49号](#))では、年間のエネルギー使用量が一定以上の教育委員会¹⁰においては、中長期計画の作成・提出が義務づけられた。また、東日本大震災では電力供給力が大幅に減少し、学校施設においても、電力需要抑制につながる省エネルギー対策を従前以上に講じることが求められている。

今後も、引き続き、地球温暖化対策や東日本大震災による電力需給対策が求められることが想定される中、公共施設の**中でも約**4割を占める公立学校施設について、エコ改修による省エネ化や再生可能エネルギー設備の導入を積極的に行うことにより、良好な温熱環境を確保するとともに、エネルギー使用量や**CO₂二酸化炭素**排出量の削減を図ることが必要である。

(4) 財政面

老朽化した施設を放置すれば、将来の負担増にもつながることとなり、いわゆる「隠れ借金」となってゆく。~~既存ストックについて、将来の児童生徒数の減少も見込みつつ、築50年で改築(建て替え)、築25年で改修など一定の条件において、改築・改修の費~~

¹⁰ 教育委員会が管理する学校その他の教育機関全体の年間エネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kl以上。地域の気候や学校の規模等により、1校当たりの使用エネルギーに大きな差があるため一概には言えないものの、20校程度(寒冷地)から40校程度(温暖地)を有する教育委員会は対象になると考えられる。なお、各教育委員会には、学校以外にも図書館、公民館などがあり、上記に満たない学校数でも対象になることもある。

用を試算すると、新增築するものを除いても、今後30年間で約3.8兆円必要である本協力者会議において、一定条件の下、今後30年間の改修・改築の費用を試算した結果、昭和40年代後半から50年代にかけて整備された施設の更新時期である平成40年頃をピークとして、膨大な更新費用が見込まれることが分かった¹¹。今後、国・地方とも厳しい財政状況の中で、老朽化対策ができない施設が大幅に増加するおそれがあることから、これまでの考え方を抜本的に見直し、建築経費の観点からも適切な対策を講じていくことが必要である。

¹¹ 試算の条件及び結果は関連データ56頁参照

第2章 老朽化対策の基本的考え方

1. 目指すべき姿

学校施設の老朽化対策を進めるに当たっては、劣化した施設について単に**建設建築**時の状態に戻すだけでなく、時代のニーズに対応した施設へと転換を図る必要がある。その際には、安全・安心な施設環境の確保、教育環境の質的向上、地域コミュニティの拠点形成を目指して再生を行うことが重要である¹²。

(1) 安全・安心な施設環境の確保

学校施設は子どもたちの学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの中心であり、防災拠点の役割も果たす施設であるため、安全かつ安心な施設環境を確保することが必要である。このため、学校施設の耐震化や天井など非構造部材の耐震**化対策**、経年劣化による**建物**部材の落下防止対策、事故防止対策、ガス・水道・電気の設備配管等の安全対策などにより、防災性や安全性を確保するとともに、不審者侵入の防止など防犯性も備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

(2) 教育環境の質的向上

近年の教育内容・方法の変化に伴い、時代に即した機能的な施設環境を確保することが必要である。このため、多様な学習内容・学習形態や様々な教育機器の導入などを可能とする学習環境を確保するとともに、今後の学校教育の進展や情報化の進展に長期にわたり対応することのできるような柔軟な計画とすることが重要である。

また、我が国の将来を担う子どもたちの学習・生活の場として、健康的で豊かな施設環境を確保することが必要である。このため、日照、採光、通風等に配慮することにより良好な温熱環境を確保し、省エネルギー化や二酸化炭素排出量の削減のみならず、**環境教育**にも寄与する環境に配慮した施設とするとともに、我が国の伝統的な建築材料である木材を活用することにより、温かみと潤いのある教育環境を確保することや、障害のある児童生徒にも配慮した環境を確保することも重要である。

(3) 地域コミュニティの拠点形成

学校施設は地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進することが必要である。このため、施設のバリアフリー化等を図りつつ、保護者や地域住民等の多様な利用者を想定してユニバーサルデザイン¹³の観点からも配慮を行うとともに、必要に応じ、他の文教施設や高齢者福祉施設等との連携や、地域の防災拠点としての役割を果たし、また、景観や町並みの形成に貢献することのできる施設とすることが重要である。

さらには、学校施設が公共施設の約4割を占めることを踏まえ、学校における老朽化対策の取組を元にして、公民館や社会福祉施設などの他の公共施設の取組へと波及させ

¹² これらの検討に当たっては、別途、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループ」で検討されているプロセスを参考にすることも考えられる。

¹³ バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。（「障害者基本計画」平成14年12月閣議決定）

ていくことも期待される。

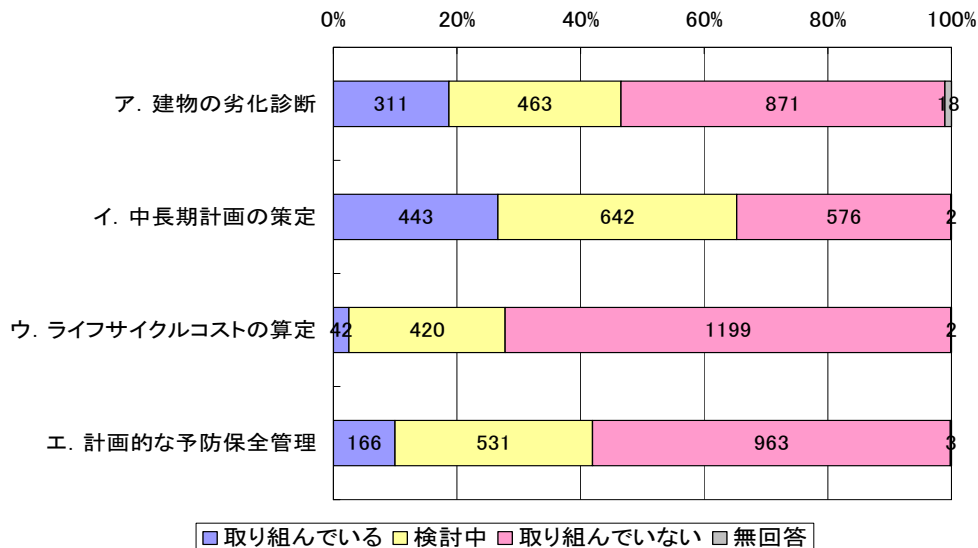
2. 施策の方向性

(1) 計画的整備

今後、老朽化した施設がさらに更に増大する中においては、将来の財政状況も見通しつつ、計画的に整備を進めることが必要である。しかしながら、アンケート調査結果では、計画的に予防保全管理を行っている地方公共団体は約1割に留まっていることが明らかとなった。また、建物施設の劣化診断や中長期計画の策定を行っている地方公共団体も3割にも満たない(図表 17-4-6)。劣化が進行するに従い、適用技術が高コスト化するとともに、補修範囲の拡大により改修費用は増大する¹⁴。

こうしたことを踏まえ、従来のように、施設設備に不具合があった際に保全を行う「事後保全」型の管理から、計画的に施設設備の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理へと転換を目指すことが求められる。

このため、学校施設の劣化状況や教育内容への適応状況などを適切に把握するとともに、把握したデータを元に評価を行い、適時・適切な整備ができるよう、改修・改築の実施時期や規模等を定めた中長期的な整備計画を策定し、計画的な整備を行うことが必要である。その際には、より効率的に整備を進める観点から、個々の施設ごとに管理するだけでなく、域内の施設について、一元的に管理を行うことも有効である。また、整備計画は、児童生徒数の将来推計を反映した学校施設の統廃合及び他の公共施設との複合化等を含めた必要施設数の把握並びに改築から長寿命化改修(後述)への転換等により実行可能な計画とすることが大切である。



図表 17-4-6: 積極的な対策の取組状況 (アンケート調査)

(2) 学校施設の長寿命化

① 改築をめぐる状況

¹⁴ 例えば、外壁タイルの補修費用は、劣化度が軽度の場合に比べ、重度の場合には5倍以上にも上るのぼるとの試算もある。「持続可能社会における既存共同住宅ストックの再生に向けた勉強会とりまとめ」(平成24年8月 持続可能社会における既存共同ストックの再生に向けた勉強会) 参照。

学校施設の改築までの平均年数は、鉄筋コンクリート造の場合、概ね42年となっている（図表8）。

アンケート調査結果では、改築周期の目標・目安を設定している地方公共団体のうち約7割を超える地方公共団体が54年以下としており、65年を超える年数を設定している地方公共団体は1割にも満たない（図表18）。また、改築事業の優先順位を決める際、現地調査による劣化状況を元に判断している地方公共団体が最も多いが、約7割の地方公共団体は建築年を踏まえて判断している。

さらに、改修ではなく改築を選択する理由として、コンクリートの強度不足や中性化が最も多く挙げられた一方で、通常では改築より相当程度安くなると見込まれる改修コストが、想定よりも多くかかることや法定耐用年数の超過を挙げる地方公共団体も多かった（図表19）。

学校施設の法定耐用年数については、鉄筋コンクリート造の学校施設の場合、60年又は47年となっている¹⁵が、当該年数はこれは、あくまで税務上、減価償却費を算定するのためのものである。年数であり、実際の学校施設における物理的な耐用年数はこれより長く、建物の状態にもよるが、適切な維持管理がなされ、コンクリート強度が確保される場合には、70～80年程度、さらに、技術的には場合によっては100年以上持たせるような長寿命化も可能である。持つものもある¹⁶など、更なる長寿命化も技術的には可能である。こうしたことから、法定耐用年数の超過を重視して改築の判断をすることには慎重になる必要がある。

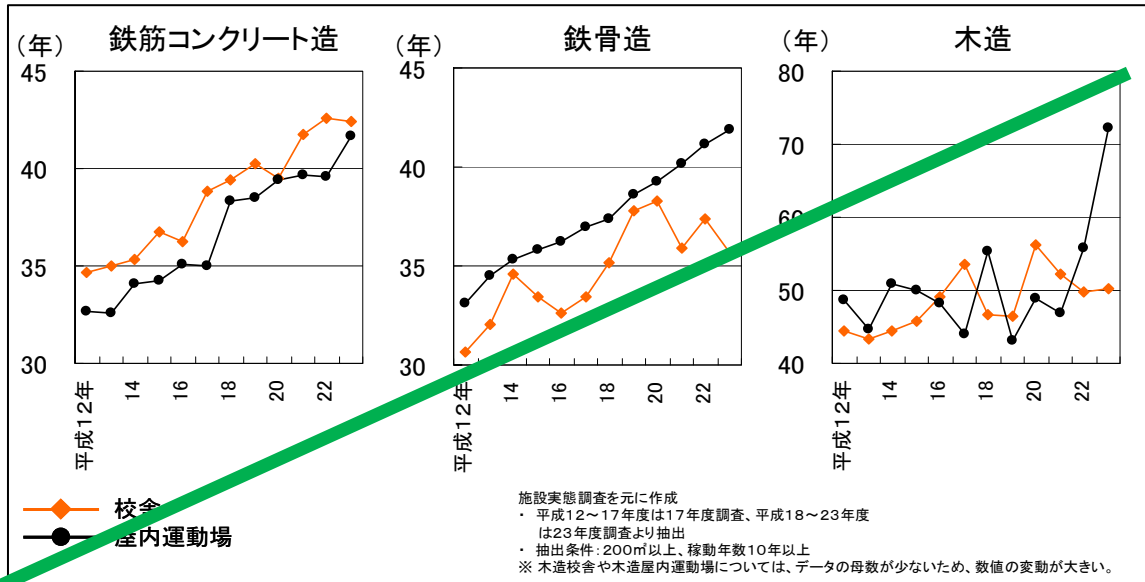
しかしながら、学校施設の改築（建て替え）までの平均年数は、鉄筋コンクリート造校舎の場合、概ね40年程度となっている（図表17）。

また、アンケート調査結果では、改築周期の目標・目安を設定している地方公共団体のうち、約7割を超える地方公共団体が54年以下としており、65年を超える年数を設定している地方公共団体は1割にも満たない（図表18）。さらに、改修ではなく改築を選択する理由としても、法定耐用年数の超過を挙げる地方公共団体も多い。なお、約7割の地方公共団体は、改築事業の優先順位を決める際に建築年を元に判断していると回答している。

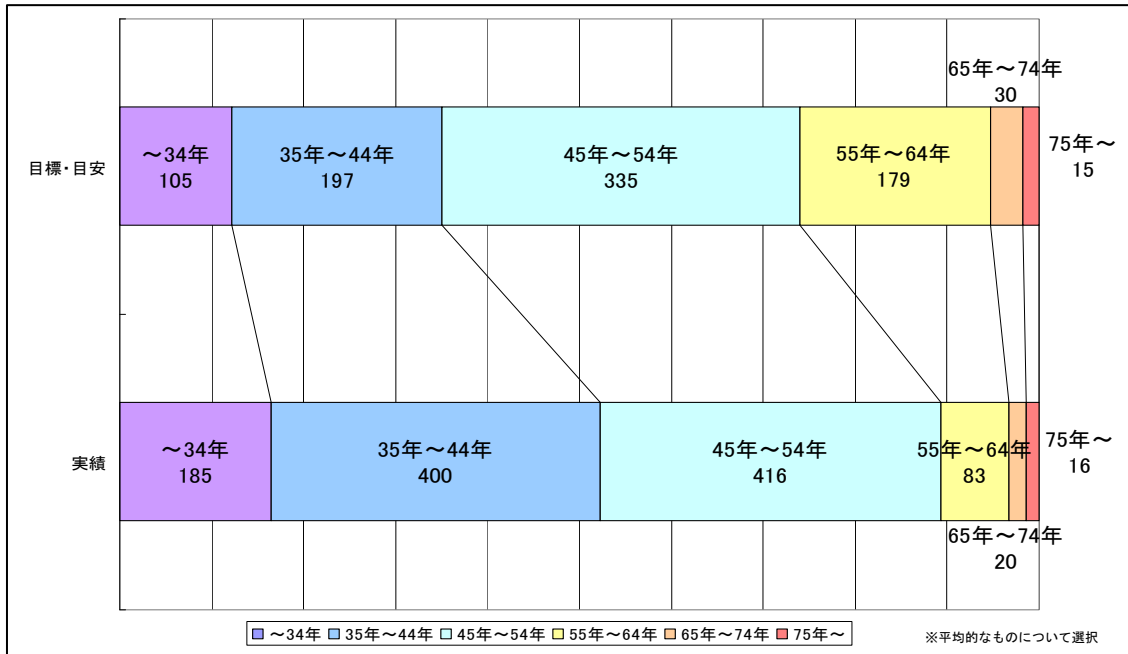
さらに、改修コストについても、通常は改築を行った場合に比べて安価になるが、アンケート調査では、改修コストがかかりすぎるため、改築を選択すると回答した地方公共団体も多い（図表19）。

¹⁵ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）において建物の構造・用途別に定められており、鉄筋コンクリート造の学校は従来60年であったが、平成10年度の改正により47年となっている。

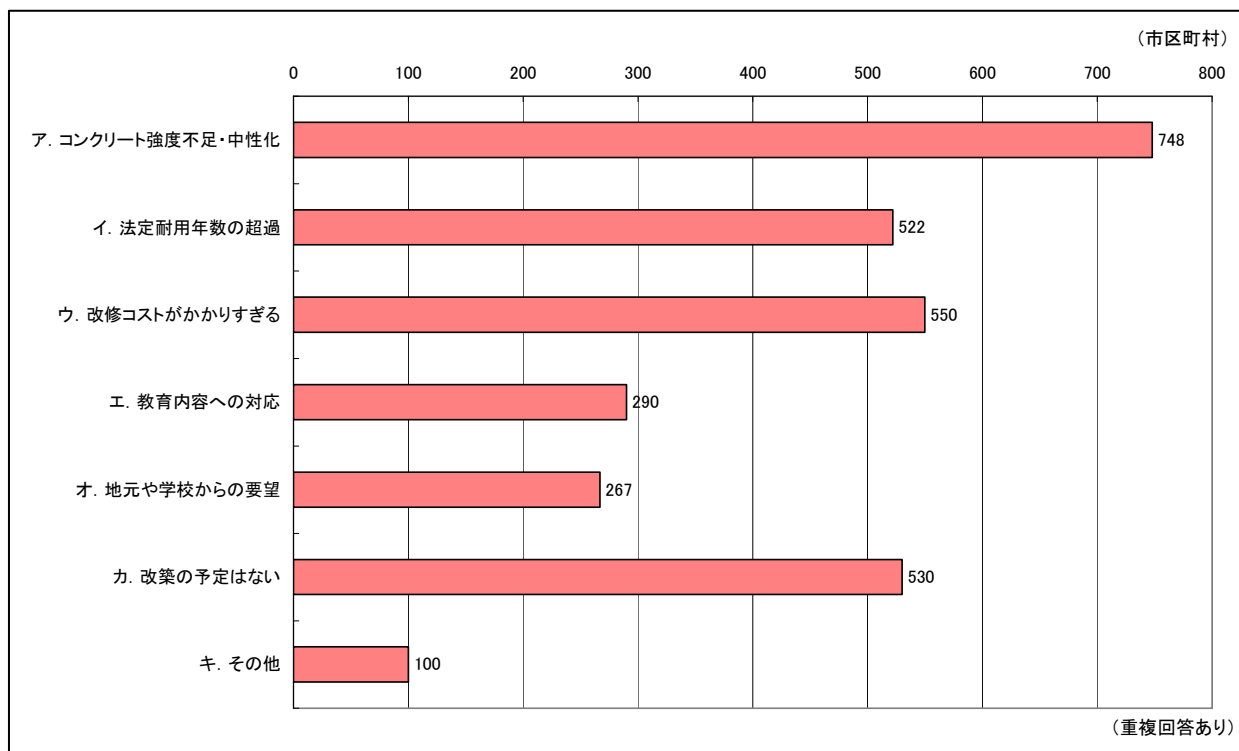
¹⁶ 建築物全体の望ましい目標耐用年数として、鉄筋コンクリート造学校の場合、普通品質で50～80年、高品質の場合は80～120年とされている（「建築物の耐久計画に関する考え方」社団法人日本建築学会、昭和63年1988年）。また、名古屋市では80年、立川市では70年といったように、地方公共団体が独自に年数を設定している例もある。



図表 17: 改築（建て替え）までの平均年数（公立小中学校）



図表 18: 校舎・体育館の老朽化に係る改築（建て替え）周期（アンケート調査）



図表 19：改修ではなく改築（建て替え）を選択する理由（アンケート調査）

②更新費用の試算

一方、将来の児童生徒数の減少に伴う保有面積の減少も見込みつつ、築50年で改築（建て替え）、築25年で改修など一定の条件において、全ての地方公共団体が対策を行ったと仮定した場合、従来型の整備では、今後30年で国・地方合わせて約3.8兆円（年平均約1兆3千億円）が必要になる（図表20）ものと推計される。しかしながら、改築時期を築75年とするなど、これまで改築を行っていたものを本協力者会議の試算によると、昭和40年代後半から50年代にかけて整備された施設の更新時期である平成40年頃をピークとして、膨大な更新費用が見込まれると同時に、その後は更新の必要な施設の減少に伴い、見込まれる更新費用も大きく減少していく。一方、同試算によれば、老朽化した施設について、従来の改築を中心とした整備から長寿命化するための改修（以下「長寿命化改修」¹⁷という。）に転換した場合には、見込まれる費用が平準化され、また、事業費の抑制にもつながることが分かった。約30兆円（年平均約1兆円）に抑えられると考えられる¹⁸（図表21）。なお、この試算で示された費用については、今後、建築技術の進展等により抑制される可能性があること、少子化の進展による保有面積の減少の程度や長寿命化改修の活用状況等によって大きく変動する余地があることに留意する必要がある。

¹⁷ 例えば、現行では築40年程度で改築の対象となっていた建物施設を、70年～80年程度使用することを目的として、通常の改修よりグレードの高い改善を行うもの。コンクリートの中性化対策や鉄筋腐食対策、劣化に強い塗装・防水材の使用の他、水道、電気、ガス管等のライフラインの更新、断熱、二重サッシ、日射遮蔽等の省エネルギー対策、少人数指導など教育内容・方法への適応などが考えられるが、具体的な手法については、さらに更に検討が必要。

¹⁸ 試算の条件及び結果は関連資料〇-5-6頁参照。なお、近年、保有面積が減少傾向であることや、今後、学校施設の規模の適正化なども進むことが考えられることから、過去20年間の学校数の減少を踏まえ、今後30年間で1.5%減少するものと仮置きした上で試算している。

③ 長寿命化改修の導入

こうしたことを踏まえ、今後、膨大な数に上る学校施設について、国・地方の厳しい財政状況の下、限られた予算でできる限り多くの施設の安全性を確保し、機能向上を図っていくためには、改築より工事費が安価で、排出する廃棄物やCO₂-二酸化炭素の排出量がも少ない学校施設の長寿命化改修への転換を図ることが必要である。

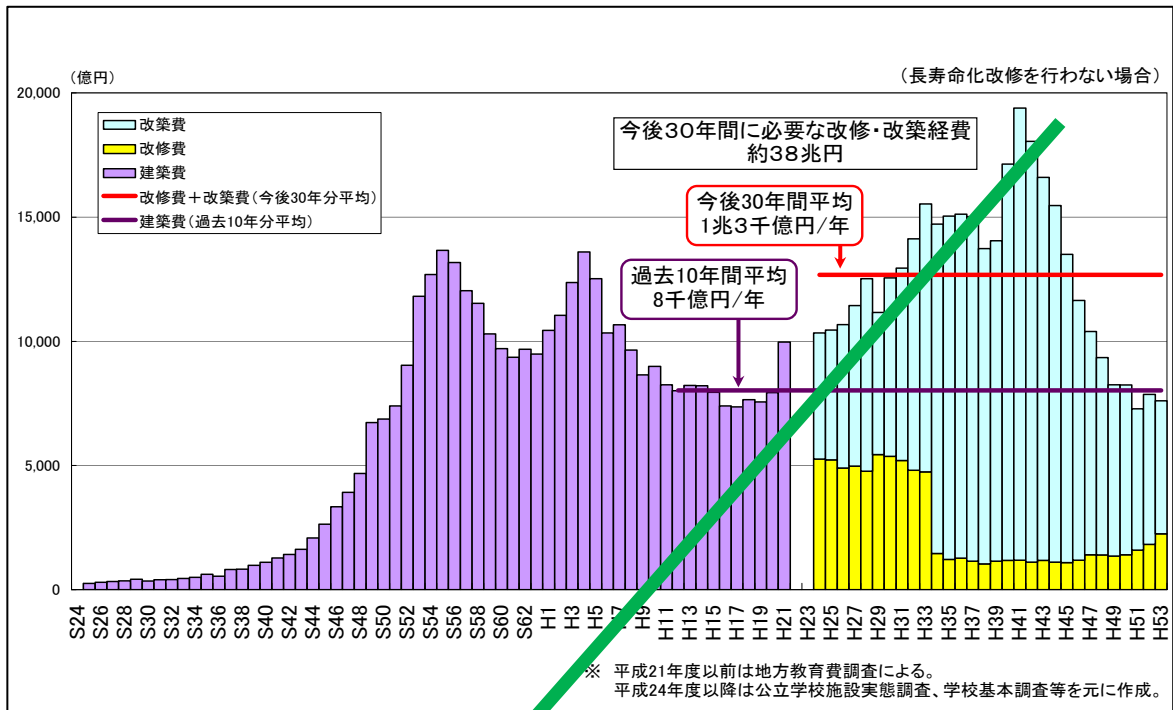
長寿命化改修を実施するためには、施設の耐久性を評価し、今後も一定の期間使用可能であることを確認する必要があると考えられる。例えば、ある地方公共団体では、概ね築40年以上経過した施設について、鉄筋の腐食状況やコンクリートの中酸化の状況等から構造体の耐久性を評価し、その結果として今後40年程度以上使用可能であると見込まれる施設について、原則、長寿命化改修を実施することとしている。

長寿命化改修の実施に当たってはその際には、単に数十年前の建設建築時の状態に戻すのではなく、近年の多様な学習内容・学習形態に対応した機能的な計画とすることにより教育環境の質的向上を図るとともに、壁・窓等の断熱性能向上や高効率照明・空調の導入などの省エネ化、再生エネルギー設備の導入、防災機能の強化、木材の活用、バリアフリー化など現代の社会的要請に応じた整備を行う「レトロフィット」¹⁹の視点を取り込むことが重要である²⁰。

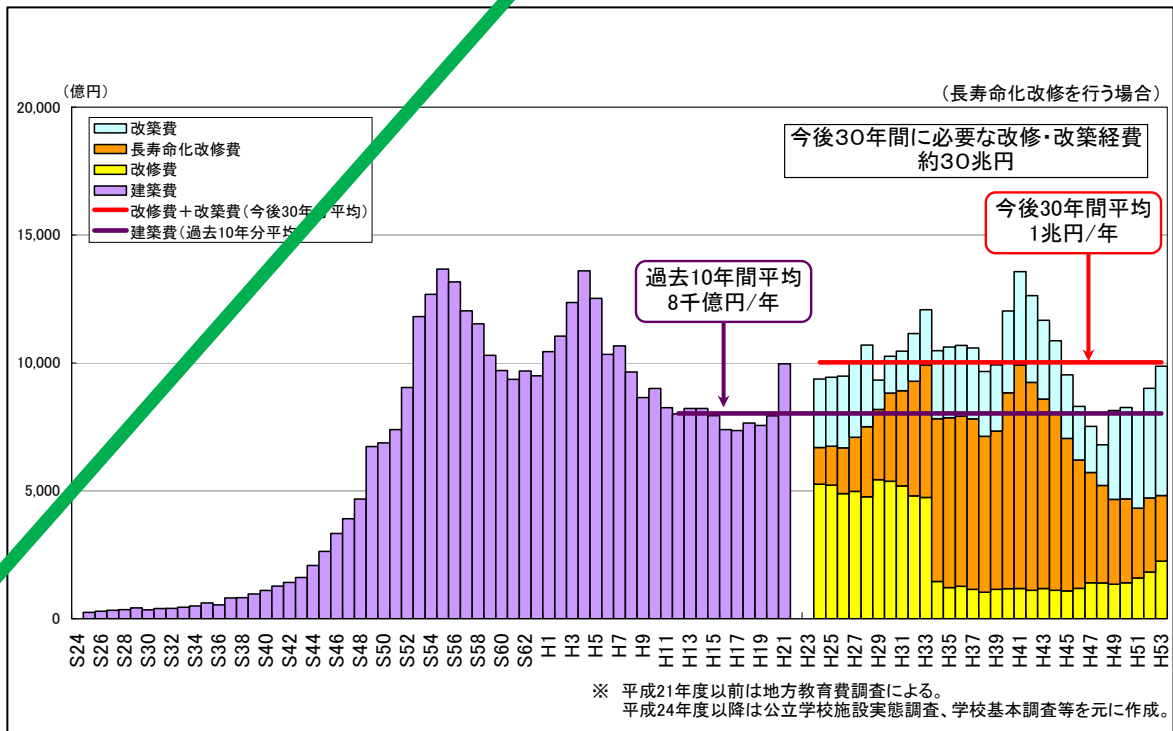
なお、改築から長寿命化改修への転換に当あたっては、コンクリート強度が不足する建物施設など構造体の健全性が確保されない施設や、教室等の配置計画、改修により近年の教育内容・方法に適合させることが困難な施設、学校の適正配置など地域の実情により改築せざるを得ない施設などがあることにも留意が必要である。

¹⁹ 旧型式の機械を改装・改造して新型式にすること。(大辞泉)

²⁰ 特に、昭和60年頃以降に建てられた施設は、地域住民の参画など新たな取組により建築的に工夫された施設が多いので、長寿命化の検討に当あたっては、その点にも配慮を行うことが重要である。



図表 20：今後30年間に必要な改修・改築経費（公立小中学校）（長寿命化改修を行わない場合）



図表 21：今後30年間に必要な改修・改築経費（公立小中学校）（長寿命化改修を行う場合）

(3) 重点化

今後、改善するを行う必要のある学校施設の整備需要の増加が想定される中で、国・地方ともに厳しい財政状況の下、関係者や地域住民からの理解をより得られるようにするため、整備を行う学校施設について、総合的かつ客観的な評価を行い、優先順位を設けることにより、真に必要性の高い施設から順次整備を行っていくことが重要である。

また、近年、児童生徒数が減少している中で、学校施設の面積はほぼ横ばいの状況にある。今後、児童生徒数がさらに更に減少することが予想される中で、学校施設の規模については、将来の児童生徒数の動向や地域の実情等も見極めつつ、既存ストックの有効活用も視野に入れながら、適切な規模に見直していくことも必要である。その際、教育方法・内容等の変化に適応させることに留意しつつ、余裕教室などの空きスペースの有効活用をより一層進めるとともに、学校施設が地域の核となることも視野に入れながら、地域の実情に応じ、他の文教施設や高齢者福祉施設などの公共施設との複合化・共用化を図ること（図表 20-2-2）や、今後、転用先の用途が見込めない場合には、建物施設を保有しているだけでも維持修繕のための費用がかかる²¹ことから、保有施設のうち不要となった部分を取り壊す「減築」を行うことも考えられる。特に、他の公共施設との複合化・共用化については、児童生徒が当該公共施設を利用しやすくなることや、地域の人々との交流の機会が生まれることなどによる教育的な効果も認められるところである。さらに、複合化・共用化により空いた土地の貸出し又は売却により財源を捻出することも可能となる。



図表 2022：他の公共施設との複合化イメージ（一例）

²¹ 小中学校における年間修繕費の全国平均値は約600円/㎡。仮に10%の余剰があった場合、現状ベースでも当該部分の修繕費は1設置者あたり450万円/年になる。

第3章 地方公共団体における再生整備の具体的進め方

1. PDCAサイクル²²による施設整備

(1) 現状の適確な把握

厳しい財政状況の中で、今後も増加する膨大な老朽化施設を効率的かつ効果的に再生していくに当たっては、**建物施設**の償却年限やこれまでの改修履歴だけではなく、**建物施設**の劣化状況や、教育内容・方法に応じた施設の適応状況²³など、現状を適確に把握することが必要である。その際、対象施設がどの程度の状態であるかを客観的かつ総合的に把握することが重要である。また、これらの取組は、定期的かつ継続的に行うことが必要である。さらに、把握したデータについては、体系的なデータベースとして保管・活用していくことが重要である。

なお、現状を把握するに**当**あたっては、今後、少子化が**さらに更に**進み、既存ストックの有効活用や複合化等を図っていくことを考慮に入れると、地域における他の公共施設の劣化状況や利用状況等も含めて、総合的に把握することも有効である。

(2) 計画の検討・策定

既存学校施設の改修・~~改~~改築を行うに当たっては、上記において把握した現状の課題を整理した上で、当該地方公共団体における全体的な中長期の行政計画や、教育ビジョン、学校施設整備基本構想²⁴等との整合を図りつつ、児童生徒数の動向も踏まえながら、中長期的な整備計画を策定することが重要である。その際には、目標耐用年数を設定するなど、各地方公共団体において個々の施設について整備時期を明確化するとともに、既存ストックの状況と、将来の利用状況等を見極めつつ、長寿命化を図ることや、スペースの有効活用、規模の適正化を図るなど施設のマネジメントを行うことが重要である。また、**整備**計画の策定に**当**あたっては、将来の財政収支状況**や少子化の進展**等も踏まえ、**整備の優先順位付けによる事業コストの平準化の視点も含めて方針を盛り込む中長期的な整備計画を策定する**ことが重要である。

建物施設の**建設**管理に係る経費のうち、運用管理段階に発生する保全費、修繕費、改善費や運用費（光熱水費等）は初期の**建設建築**費の4～5倍に達する例もある。このため、現状の把握によって整理した優先順位を踏まえ、整備対象の重点化を図るとともに、目標耐用年数やライフサイクルコストの算定も考慮に入れた実施計画を策定することが重要である。

また、教職員や保護者、地域住民、関係する行政部局の参画により、幅広く関係者の理解・合意を得ながら、計画を検討・策定するとともに、その計画内容や意義等につい

²² Plan（目標設定）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）。「学校施設の適切な維持・改善を図っていくためには、まず、学校施設が現在どのような状態にあり、どのような運営をしているのかといった施設の実態を把握することが必要であり、その上で、自らの取組を適切に評価することにより、計画的かつ効率的な維持・改善につなげていくことが必要」とされている。（「学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のために～（最終報告）」（平成21年3月））

²³ 教育内容・方法への適応状況の把握に際しては、別途、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループで検討されている点検・評価のプロセスを活用することや、「学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のために～（最終報告）」（平成21年3月）で示した観点を活用することも有効である。

²⁴ 学校施設整備基本構想の策定の考え方については、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議で検討中。

て地域住民等に広く周知を図ることが重要である。

(3) 改修等の実施

改修等を行う際には、日常の維持管理を行いやすいよう配慮した計画とすることが重要である。その際には、例えば、将来の需要の変化に備え、間仕切りや配管の変更を容易にするため柔軟性を備えた計画とすることも有効である。

さらに、断熱化や高効率照明・空調、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入による光熱水費削減など、ライフサイクルコストの低減に向けた取組を行うことも重要である。

なお、改築を行う場合にあっても、同様の考え方の下、より長期間施設が活用されることを見据え、将来の変更にも耐えうる自由度の高い計画とすることが重要である²⁵。

(4) 適切な維持管理の実施

施設設備の不具合を早期に発見して処置することは、事故を未然に防ぐばかりでなく、結果的に経済的な維持管理が可能となる。このため、教職員や設置者による日常的な点検や清掃の適確な実施のほか、中長期の視点で計画的に修繕を行うことが重要である。さらには、維持管理の実施時期や実施箇所等を定めた中長期の修繕計画を立てるとともに、その計画に沿って確実に修繕できるよう人材や予算の確保に努めることも重要である。また、施設の長寿命化に当たっては、日常の維持管理がより重要であり、従来、改築に要していた費用の一部を維持修繕に活用するなど費用面でも配慮を行うとともに、必要に応じて中規模修繕を行っていくことも考えられる。

(5) 継続的な評価の実施

整備による効果の検証を継続的に行うとともに、より効果的な整備手法など改善すべき点について課題を整理し、次なる計画に反映していくサイクルを確立することが重要である。

2. 組織体制の充実

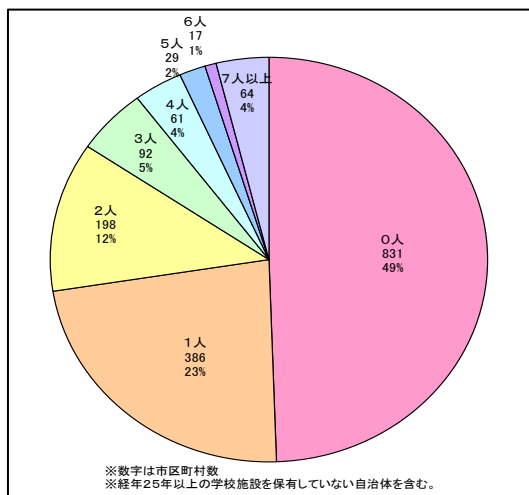
上記に掲げた整備を行っていくに当たっては、劣化度の診断や計画の策定など一定の技術的知見が必要となる。しかしながら、アンケート調査結果によると、教育委員会において施設担当技術職員を有していない地方公共団体は約半数にもなる(図表 2 1-2-3)。これらの地方公共団体においては、施設担当技術職員を有している地方公共団体と比較して、中長期の整備計画の策定が進んでいない(図表 2 2)。

今後、さらに更に増加する老朽化施設の状況を適確に把握するとともに、適時・適切な計画の策定、改修の実施等を行うに当たっては、営繕担当部局の協力も得つつ、組織体制の充実を図ることが求められる。また、一部事務組合の仕組みを活用するなど、所

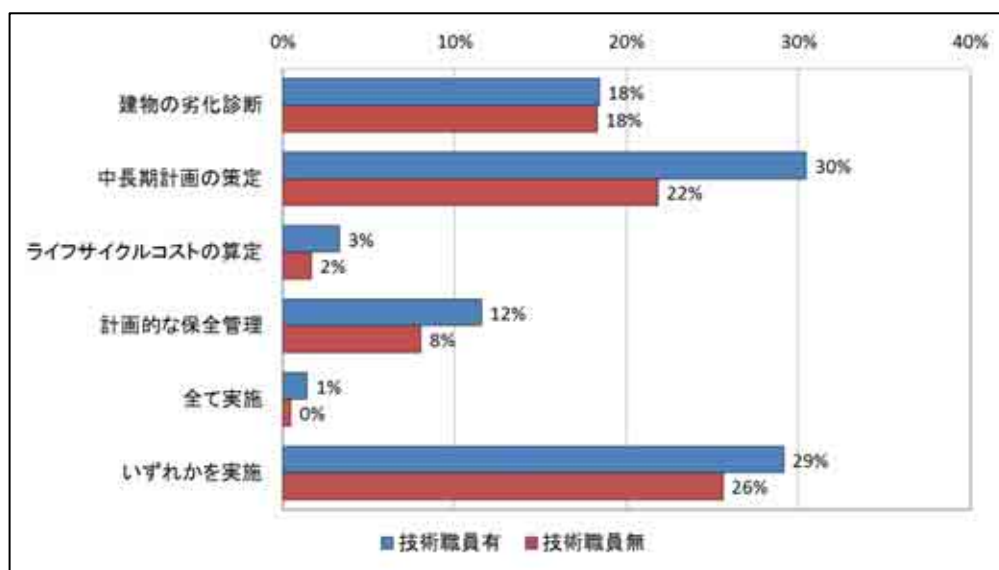
²⁵ 工事の実施に当たっては、①改修は工事ごとの施工条件によって工程及び工事費に大きく影響すること、②騒音・振動・塵埃が発生することから短期間工事が望ましいこと、③全体計画が複数年にまたがりやすいこと、④夏休み期間中に完了するには、準備工程を十分確保し現場工程が最短となるように発注段階での事前検討が特に重要なこと、⑤仮設校舎等の対応は高コストとなること等にも留意する必要がある、有効な具体的な手法については、今後検討が必要。

管する施設の維持・管理業務について近隣の地方公共団体と連携を図ることも考えられる²⁶。

さらに、退職した技術職員を嘱託職員として再雇用するなど様々な形で技術的な知見の不足を補う仕組みを整えるとともに、その知見を後年に引き継いでい行くことを意識的に行っていくための工夫を行うことも重要である。



図表 2123：教育委員会の施設担当技術職員の数
(アンケート調査)



図表 22：老朽化対策の積極的取組状況
(アンケート調査)

²⁶ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第284条第2項において、「普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる」こととなっており、教育事務に関する一部事務組合については、総務大臣または都道府県知事の許可の前に、それぞれ文部科学大臣または当該都道府県委員会の意見を聴かなければならないこととされている(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第60条第5項)。また、同法第55条の2において、「市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする」こととされている。

第4章 国による推進方策

1. 計画的整備の推進

今後、地方公共団体において、老朽化した学校施設等の全体的な中長期の整備計画を策定するに当たって、迅速かつ効果的に進められるよう、参考となるひな形や留意点を提示するなど計画策定の支援を行う必要がある。また、日常的な維持修繕に~~当~~あたりでも、教職員や地方公共団体職員が適確かつ容易に取り組めるよう、その留意点や工夫を紹介するなど、地方公共団体の取組を支援することが求められる。

さらに、教育委員会における施設担当技術職員の数が不足していることを踏まえ、地域の実情に応じ、技術面でもサポートできる体制を築いていくことも必要である。

2. 長寿命化の推進

長寿命化を推進するに~~当~~あたり、技術的知見の少ない地方公共団体でも取組をより円滑に進められるようにするため、長寿命化改修や工期短縮の具体的手法、~~改築・改修・改築~~時期の目安の提示、コストの事例などを体系的に整理した手引き~~の~~を提示~~やしたり、~~先導的な事例に対~~する~~して支援を行うとともに、ライフサイクルコストを簡易に計算できるツールを開発することなどが必要である。

また、地方公共団体が、教育環境の質的向上や省エネ化、バリアフリー化などの現代の社会的要請への対応も行いつつ長寿命化を図ることができるようになるため、国庫補助の事業内容~~及び~~や上限額~~の~~を見直し~~やたり、~~地方公共団体の財政負担の軽減を図るなど、改築から長寿命化改修への転換が進むような補助メニューの改善を行うことが必要である。

3. 重点化の推進

今後、改善~~する~~を行う必要のある学校施設の整備需要の増加が想定される中、優先順位を設けることにより、真に必要な性の高い施設から順次整備を行っていくことができるようにするため、施設の劣化度や環境性能、教育内容への適応状況などについて、総合的かつ客観的な評価を行うことのできる指標を開発することが必要である。

また、今後、児童生徒~~数~~が~~さらに更に~~減少することが予想される中で、既存ストックを適切な規模に見直していくことが必要であり、学習指導要領の改訂や特別支援教育の推進等、学習環境の変化に対応した施設の在り方や、少子化に対応した施設の在り方なども踏まえつつ、~~必要基準~~面積の見直しを行うことも必要である。

第5章 今後の検討課題

本報告では、~~第1部ではここまで、~~老朽化対策を進めるに~~当~~あたっての基本的考え方や国・地方公共団体における進め方を中心に検討を重ねてきた、~~第2部では、地方公共団体における老朽化対策の取組をより一層推進するため、長寿命化や重点化等の具体的な実践事例について、幅広く情報収集した。~~今後は、他の施設との複合化等を行っていく際、地域の実情に応じて民間資金を活用していくことも考えられることから、先行的に導入している事例等も収集しつつ、引き続きその導入可能性について検討を行っていくことも必要である。加えて、本~~協力者会議報告~~では、主として公立小中学校について検討を重ねてきたが、幼稚園や高等学校、特別支援学校等についても、特に留意すべき点や配慮すべき点について整理しつつ、検討を重ねていくことが必要である。

また、今後、少子化の更なる進展により学校の在り方も変化していくことが考えられる。このような状況の下で、教育方法や教職員配置、施設整備、地域の中での学校の位置~~づけ付け~~等も踏まえ、個々の施設規模の見直しも視野に入れながら、学校の適正配置の在り方についても、今後、必要な情報の収集や分析等を行いつつ、~~さらに更に~~検討を行っていくことが望まれる。